議案第９３号

令和６年度大牟田市公共下水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和６年度大牟田市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　水洗化戸数（年度末戸数）　３２，８９１戸

(2)　年間総処理水量　８，７９３，５１８㎥

(3)　１日平均処理水量　２４，０９２㎥

(4)　主要な建設改良事業

ア　公共下水道築造費　１，２２８，５００千円

イ　施設設備費　２２，３２１千円

ウ　災害復旧費　１，３６２，５１９千円

エ　施設改良費　９２９，４００千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入

第１款　下水道事業収益	４，１６９，４３２千円
第１項　営業収益	２，４３１，０６０千円
第２項　営業外収益	１，７３７，２６４千円
第３項　特別利益	１，１０８千円

支　出

第１款　下水道事業費用	３，５２１，５８３千円
第１項　営業費用	３，２３１，８６２千円
第２項　営業外費用	２８９，０８３千円
第３項　特別損失	４３８千円
第４項　予備費	２００千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１，４０５，５５５千円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填するものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入　　３，７０３，３１６千円

第１項　企業債　　１，４９２，５００千円

第２項　国庫補助金　　１，９８４，７３８千円

第３項　負担金及び交付金　　９１，９８４千円

第４項　他会計補助金　　１２８，２４４千円

第５項　他会計出資金　　５，８５０千円

支　　出

第１款　資本的支出　　５，１０８，８７１千円

第１項　建設改良費　　３，６３２，０１８千円

第２項　企業債償還金　　１，４７６，８５３千円

（継続費）

第５条　継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
１資本的支出	１建設改良費	公共下水道事業三川ポンプ場災害復旧建設（その４）工事	千円 834,400	令和６年度	千円 181,242
				令和７年度	653,158
		公共下水道事業白川排水区雨水管渠整備（R6-1工区）工事	620,000	令和６年度	240,000
				令和７年度	380,000
		公共下水道事業白川ポンプ場電気設備増設工事	170,000	令和６年度	68,000
				令和７年度	102,000
		公共下水道事業白川ポンプ場機械設備増設工事	1,067,000	令和６年度	427,000
				令和７年度	640,000
		公共下水道事業浜田町ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事	177,000	令和６年度	71,000
				令和７年度	106,000
		公共下水道事業浜田町ポンプ場汚水ポンプ設備改築工事	235,000	令和６年度	94,000
				令和７年度	141,000

（債務負担行為）

第６条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項		期　　間	限　　度　　額
水洗便所改造等融資金	利子補給	令和７年度から令和10年度まで	融資あっせん額のうち水洗便所１か所当たり大牟田市公共下水道排水設備の設置及び水洗便所普及促進に関する規程（平成14年企業管理規程第19号）第11条第１項に規定する額に対する利子補給　年利2.8％以内
	債務保証	令和７年度から令和11年度まで	融資あっせん総額及び利子

（企業債）

第７条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償還の方法
建設改良事業	千円 1,492,500	証書借入れによる普通貸借。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0％以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。

（一時借入金）

第８条　一時借入金の限度額は、２，５００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第９条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　営業費用

(2)　営業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第１０条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職員給与費　　３２１，４８３千円

(2)　交　際　費　　１００千円

（他会計からの補助金）

第１１条　営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、７４８，５９４千円である。

令和　６　年　２　月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

提案理由

公共下水道事業会計予算を定めるに当たり、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を求める。